

# 基準不適合設備の製造業者等に対する勧告公表制度の見直し

- 電波利用環境を維持するため、混信・妨害の原因となる技術基準に適合しない無線設備（基準不適合設備）の製造業者・販売業者に対する勧告公表制度を昭和62年に導入。
- 今回の法改正により、無線設備の製造・流通実態の変化に対応して制度の実効性を高めるために、①努力義務の新設、②勧告発動要件見直し、③勧告対象追加、④命令規定の新設を行う。

## 改正前

### 【第102条の11】

- 他の無線局に混信等を与えた技術基準に適合しない無線設備と同一の設計の無線設備（基準不適合設備）が
- 広く販売されており、これを放置しては当該基準不適合設備を使用する無線局が他の無線局の運用に重大な悪影響を与えるおそれがあるとき
- 当該基準不適合設備の製造業者・販売業者に対し勧告を行うことができる。

①努力義務の新設

②勧告発動要件の見直し

③勧告対象の追加

④命令規定の新設

## 改正後

### 【第102条の11第1項】

無線設備の製造業者・輸入業者・販売業者に技術基準に適合しない無線設備を販売しないように努力義務。

### 【第102条の11第2項】

- 他の無線局に混信等を与えた技術基準に適合しない無線設備と同一の設計又は類似の設計の無線設備（基準不適合設備）が
- 広く販売されることにより、当該基準不適合設備を使用する無線局が他の無線局の運用に重大な悪影響を与えるおそれがあるとき
- 当該基準不適合設備の製造業者・輸入業者・販売業者に対し勧告を行うことができる。

### 【第102条の11第4項】

勧告に従わなかった場合に、命令（違反時の罰則有）を行うことができる。

(基準不適合設備に関する勧告等)

第百二条の十一 無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者は、無線通信の秩序の維持に資するため、第三章に定める技術基準に適合しない無線設備を製造し、輸入し、又は販売することのないように努めなければならない。

2 総務大臣は、無線局が他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えた場合において、その妨害が第三章に定める技術基準に適合しない設計に基づき製造され、又は改造された無線設備を使用したことにより生じたと認められ、かつ、当該設計と同一の設計又は当該設計と類似の設計であつて当該技術基準に適合しないものに基づき製造され、又は改造された無線設備（以下この項及び次条において「基準不適合設備」という。）が広く販売されることにより、当該基準不適合設備を使用する無線局が他の無線局の運用に重大な悪影響を与えるおそれがあると認めるときは、無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において、当該基準不適合設備の製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 総務大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 総務大臣は、第二項の規定による勧告を受けた製造業者、輸入業者又は販売業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかつた場合において、混信その他の妨害を与えられた無線局が重要無線通信を行う無線局であるときは、無線通信の秩序の維持を図るために必要な限度において、当該製造業者、輸入業者又は販売業者に対し、その勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 総務大臣は、第二項の規定による勧告又は前項の規定による命令をしようとするときは、経済産業大臣の同意を得なければならない。

(報告の徴収)

第百二条の十二 総務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、基準不適合設備の製造業者、輸入業者又は販売業者から、その業務に関し報告を徴することができる。

第百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二十五 第百二条の十一第四項の規定による命令に違反した者